

各都道府県知事
各指定都市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

専門里親研修制度の運営について

標記については、本日、「里親の認定等に関する省令第 19 条第 2 号の厚生労働大臣が定める研修」(平成 14 年厚生労働省告示第 290 号。以下「告示」という。)が、別添のとおり公布されたところであるが、これを踏まえ、今後の専門里親研修制度の運営に関し留意すべき事項を下記のとおり定めたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 専門里親研修の実施主体

専門里親研修は、都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができること。

第 2 専門里親研修

1 趣旨

専門里親研修は、被虐待児等家庭養育の必要な児童を受け入れる専門里親として必要な基礎的知識や技術の修得など、専門里親の養成を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 種類

専門里親研修は、新規認定時の研修(以下「認定研修」という。)と、専門里親の登録更新時に実施する「継続研修」であること。

3 認定研修

(1) 研修対象者

里親の認定等に関する省令第 19 条第 1 号に該当する者であること。

具体的には、下記のいずれかに該当する者であること。

ア 養育里親名簿に登録されている者であって、養育里親として 3 年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること。

イ 3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とする。以下同じ。)が適当と認めたものであること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関す

る事業に従事した者であること。

(ア) 福祉関係

児童自立支援専門員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、
精神保健福祉士、心理判定員

(イ) 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

(ウ) 教育関係

教員

(エ) 司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

ウ 都道府県知事がア、イと同等以上の能力を有すると認定した者であること。

(2) 研修の実施方法

ア 研修の受付及び承認

(ア) 専門里親になることを希望する者（以下「専門里親希望者」という。）は、都道府県に以下の書類を提出しなければならないこと。

・ 受講申込書

・ (1) のアからウのいずれかに該当することを証明する書類

(イ) 都道府県は、受講の申込みをした専門里親希望者について書類審査を行い、その受講の可否について、結果を専門里親希望者に通知しなければならないこと。

なお、研修を他に委託している都道府県にあっては、受講者リストを作成し、委託先に連絡しなければならないこと。

イ 研修の方法

(ア) 認定研修は、講義、演習及び実習により行うこと。

(イ) 研修科目は、告示の別表に掲げるものであること。

(ウ) 告示の別表の区分の欄に掲げるもののうち、養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信教育で行うこと。

(エ) 養育の内容及び方法の理解に関する科目に関する講義は、スクーリングで行うこと。

(オ) 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

ウ 研修科目の免除

児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者又は離職してから3年以内の者、その他被虐待児の処遇に関し十分な知識及び経験を有し都道府県知事が適当と認めた者については、養育実習を免除できること。

エ 研修期間

(ア) 研修期間は、原則として、概ね3か月以上とすること。

(イ) 養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目については、1か月間に履修できる科目は3科目までとすること。

(ウ) 養育の内容及び方法の理解に関する科目については、スクーリングの期間は、概ね3日間とすること。

(エ) 養育実習科目の実習期間は、のべ7日間とし、宿泊研修を1回は実施しなければならないこと。

オ 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うこと。

カ 受講期間の延長

受講年度で全課程を修了できなかった者については、次年度に限り、受講期間を延長して、未修了科目を受講することができること。

4 継続研修

(1) 対象者

専門里親の認定及び登録を受けている者

(2) 実施方法

都道府県は、養育技術の向上等を目的として継続研修を実施すること。

5 修了認定

(1) 修了認定

都道府県は、専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。

(2) 修了証書の交付

都道府県は、専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。

なお、専門里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。

(3) 修了証書交付の記録

都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。

(4) 修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。